

(目的)

第1条 この要項は、熊本県が所管する生活保護法第38条の規定に基づく救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設及び社会福祉法第2条第2項第7号の規定に基づく授産施設(社会福祉事業授産)(以下「保護施設等」という。)の適切な整備を図るため、当該施設の設置又は増築、改築、拡張、大規模修繕等に係る事前協議書の提出に関する事項を定めることを目的とする。

(保護施設等の設置に係る事前協議書の提出期限及び添付書類)

第2条 保護施設等を設置しようとする者は、保護施設等を整備しようとする年度の前年度の7月末までに、次の各号に掲げる事項を記録した事前協議書を知事に提出しなければならない。

(1) 社会福祉法人及び日本赤十字社に関する事項

ア 設立の趣旨、名称、所在地、設立代表者並びに役員就任予定者の住所、氏名及び経歴

イ 設立年度及び次年度の事業計画並びに収支計算

ウ その他知事が必要と認める事項

(2) 保護施設等に関する事項

ア 施設の種別、名称、入所定員及び運営方針

イ 施設の長に予定している者その他主要な役職員予定者の住所、氏名及び経歴

ウ 土地及び建物(規模、構造等)の状況

エ 資産、資金計画(土地代金、工事代金等を含む。)及び償還計画

オ 設置を予定している市町村及び圏域の状況

カ その他知事が必要と認める事項

2 前項の事前協議書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 設立代表者及び贈与予定者の所得証明、資産証明、納税証明書及び預貯金元帳(これに類するものを含む。)の写し

(2) 設置を予定している土地の登記簿謄本及び字図並びに所在地の見取図及び現況写真

(3) 設置を予定している市町村長の意見書

(4) その他知事が必要と認める書類

(入所定員の増員のための保護施設等の増築に係る事前協議書の提出期限及び添付書類)

第3条 入所定員の増員のために保護施設等の増築等をしようとする社会福祉法人等は、整備をしようとする年度の前年度の7月末までに、次の各号に掲げる事項を記載した事前協議書を知事に提出しなければならない。

(1) 増築の必要性

(2) 土地及び建物(規模、構造等)の状況

(3) 資産、資金計画(土地代金、工事代金等を含む。)及び償還計画

(4) 当該施設における在宅サービスの状況

(5) 設置している市町村及び圏域の状況

(6) その他知事が必要と認める事項

2 前項の事前協議書には、施設所在地の市町村長の意見を添付しなければならない。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成16年4月30日より適用する。

熊本県告示第537号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年5月21日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
うさぎ倶楽部 菊池市隈府874番地8	有限会社 うさぎ倶楽部	平成16年5月1日

熊本県告示第538号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年5月21日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションたいのしま 熊本市田迎町田井島224	特別医療法人萬生会	平成16年4月30日